

平成13年5月15日
水産庁境港漁業調整事務所

日韓北部暫定水域を含む山陰沖等日本海における 外国漁船の取締体制の強化について

山陰沖の日本海では、今年に入り、見島北西の日韓中間線付近や隠岐諸島北方の我が国水域内で韓国刺し網漁船による漁具の不法設置が頻発するとともに、島根・山口県沖では韓国はえ縄漁船との我が国漁業者との間に漁場競合、漁具トラブルが頻発している。

加えて、日韓北部暫定水域内のずわいがに・べにずわいがにの主要漁場では、韓国刺し網、カニかご漁船が操業期間を通して漁場占有し、同海域を主漁場としていた我が国底びき漁業者が操業が出来ない事態も発生しており、同海域を主漁場とする兵庫、島根県の関係漁業者等から再三にわたり当該漁場の操業秩序の構築等を求める要望が寄せられている。

このようなことから、水産庁では、これまでの漁業取締船の配船等を見直し、下記のとおり、山陰沖等日本海における外国漁船の監視、取締りのなお一層の強化を図ることとした。

記

(具体的取締強化策)

1. 本庁所属の漁業取締官船4隻を順次派遣し、年間、のべ60日以上取締りを行う(昨年度実績：3隻、のべ40日)。
2. 新潟漁業調整事務所及び境港漁業調整事務所が連携を強化することにより、用船7隻(本庁1隻+境港4隻+新潟2隻)が年間のべ1500日以上取締りを行う(昨年度実績：用船5隻(本庁1隻+境港4隻)、年間のべ1000日程度)。

問合わせ先：水産庁 境港漁業調整事務所
担当者：貝塚、小谷
連絡先：0859-44-3681

(訂 正)

平成13年5月15日
水産庁境港漁業調整事務所

日韓北部暫定水域を含む山陰沖等日本海における
外国漁船の取締体制の強化について

先に配布しました資料について、一部誤記がありましたので、訂正いたします。

下記2. 部分

(誤)

2. 新潟漁業調整事務所及び境港漁業調整事務所が連携を強化することにより、用船7隻（本庁1隻＋境港4隻＋新潟2隻）が年間のべ1500日以上取締りを行う（昨年度実績：用船5隻（本庁1隻＋境港4隻）、年間のべ1000日程度）。

(正)

2. 新潟漁業調整事務所及び境港漁業調整事務所が連携を強化することにより、用船7隻（本庁1隻＋境港3隻＋新潟3隻）が年間のべ1500日以上取締りを行う（昨年度実績：用船5隻（本庁2隻＋境港3隻）、年間のべ1000日程度）。

問合わせ先：水産庁 境港漁業調整事務所
担当者：貝塚、 小谷
連絡先：0859-44-3681